

京都市と物品購入等の取引のある業者の皆様へ (お詫びとお知らせ)

京都市行財政局

コンプライアンス推進室 075-222-4069

財政部契約課 075-222-3311

◆お詫び

本市の元職員が、採用後1年も経たないうちに、市職員であることの信用等を悪用し、本市の登録業者（競争入札参加有資格者）の方から金員をだまし取るという、極めて悪質な詐欺事件が発生いたしました。

市民生活を守る立場の公務員としてあるまじき行為であるとともに、公務員としての信用の根幹を揺るがすものであり、深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのような事態を生じさせることのないよう、職員採用時の点検、職員研修等の再発防止策を講じてまいります。

◆事案の概要

本市保健福祉局の元職員（*）が、本市の業務の発注等を通じて信用を得ていた登録業者の方（以下「被害業者」といいます。）に対し、「ウォーキングマイレージ事業」なる本市とは無関係の事業を、あたかも本市が関与するかのようになり装い、本市が同事業に使用する機器を購入するに際し、「調達先が本市の登録業者でないため登録業者を経由する必要がある」などとして、当該機器を購入するよう働きかけたうえ、その購入代金として、当該職員が指定した口座に複数回にわたって入金させ、これを詐取した容疑により、平成26年4月10日に逮捕されたものです。

この元職員は、通常の本市の発注や支払に関する話の合間に、市役所の電話やメールを用いて当該事案に関する働き掛けを行うなど、巧妙に被害業者の信用を得ていました。

* 平成26年5月1日付けで懲戒免職処分としております。

◆再発防止の取組等

本市では、今回の事案を徹底的に分析し、二度とこのような事態が起こることのないよう、再発防止策を検討し、実施してまいります。

業者の皆様におかれましては、次の事項に御留意いただき、御不明な点等があれば、その都度、御確認いただきますようお願いいたします。

- ◎ **本市との契約に際して、本市職員が仕入れ・下請負・再委託等の相手方として特定の事業者を指定することはありません。**
- ◎ **物品等の調達先が本市の登録業者でないことを理由に、登録業者の方を経由した契約を依頼することはありません。**
- ◎ **本市との契約の際は、本市の連絡先として、必ず複数の担当者名をお伝えします。**

また、万一、本市との取引において御不審に思われることがある場合には、「**公益通報処理窓口**」（裏面参照）も御利用いただくことができます。

* **公益通報は、匿名でも受け付けています。**

* **通報者の秘密は守られます。公益通報をしたことを理由として不利益を被ることはありません。**

「京都市公益通報処理窓口」のご案内

京都市役所の窓口

- 通報先・・・京都市公益通報処理窓口（行財政局コンプライアンス推進室内）
- 通報手段・・・電話，FAX，電子メール，郵便，面談
- 電話番号・・・075-222-4080（土，日，祝日を除く午前9時～午後5時）
- FAX番号・・・075-213-3803
- メールアドレス：koueki@city.kyoto.jp

※ 消防局，交通局，上下水道局及び教育委員会の案件につきましては，次の部署の窓口で受け付けています。

消防局，交通局，上下水道局及び教育委員会の窓口

局名	部署名	連絡先
消防局	人事課	075-212-6652
交通局	職員課	075-863-5073
上下水道局	職員課	075-672-7750
教育委員会	総務課	* 事務局職員が対象 075-222-3940
	教職員人事課	* 教職員が対象 075-222-3781

万一，本市との取引において御不審に思われることがある場合には，上記の「公益通報処理窓口」を御利用いただくことができます。

*** 公益通報は，匿名でも受け付けています。**

*** 通報者の秘密は守られます。公益通報をしたことを理由として不利益を被ることはありません。**